

兵庫労働局発表  
平成23年2月28日

担	兵庫労働局労働基準部労働衛生課 労働衛生課長 井上 寿洋 主任労働衛生専門官 石堂 明弘
当	連絡先 078(367)9153

メンタルヘルス対策の自主点検結果（製造業）について

兵庫労働局（局長 白川欽也）は、県内の製造業（規模50人以上）の事業場における「メンタルヘルス対策の自主点検」を下記により実施し、自主点検の集計結果を取りまとめました。

結果の概要は別紙のとおりです。

職場におけるメンタルヘルス対策の推進は、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、2020年度までにメンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合を100%とすることが方針として示され、現下の労働衛生行政の最重点対策として取組を進めているものであり、当局においても事業場における同対策の周知及び取組の進捗状況の把握のために今般、自主点検を実施したものです。

これを受けて取組の進んでいない中規模の事業場を対象として引き続きメンタルヘルスに取り組む事業場の拡大に向けて積極的に取り組むこととしています。

記

- 1 自主点検対象  
この自主点検の対象事業場は、製造業に属する事業場のうち、労働者規模数50人以上の事業場としている。
- 2 自主点検期間  
平成22年9月27日から同年10月31日まで
- 3 自主点検方法  
自主点検票（別添）の郵送配布・FAX回収により実施した。
- 4 自主点検票配布事業場  
製造業のうち規模50人以上の事業場 1,583事業場
- 5 回収状況  
事業場の969事業場から有効回答を得た。有効回答率は61.2%であった。

別紙

メンタルヘルス対策自主点検結果概要  
—メンタルヘルス計画の策定等の取組が必要—

1 メンタルヘルスによる休業者の実態把握状況

メンタルヘルスによる休業者の実態把握については、92%の事業場で実施しており、規模別では、100人未満事業場89%、100人から299人事業場92%、300人以上事業場99%であった。

2 「心の健康づくり計画」、「職場復帰支援プログラム」の策定状況等

「心の健康づくり計画」(※1)、「職場復帰支援プログラム」(※2)を策定していた事業場は、それぞれ30%、32%であり取組が遅れていた。さらに規模別では、100人未満の事業場21%、21%であり、100人以上から299人以上の事業場31%、34%、300人以上の事業場55%、58%であり、規模により差違が認められた。

3 メンタルヘルス推進担当者、メンタルヘルス専門スタッフの選任状況

メンタルヘルス推進担当者の選任事業場は、52%、メンタルヘルス専門スタッフのいる事業場は、72%であった。規模別では、特にメンタルヘルス推進担当者の選任に規模による差違(規模が小さくなるほど率が低くなっている)が認められた。

4 心の健康問題相談体制状況

心の健康相談体制については、68%の事業場で整備されており、規模による差違(規模が小さくなるほど率が低くなっている)が認められた。

5 管理監督者に対する教育研修実施状況

管理監督者に対する教育研修は、61%の事業場で実施されていたが、規模が小さくなるほど実施している事業場の割合が少なくなっており、規模100人未満の事業場49%であった。

6 健康診断実施時におけるメンタル不調者の把握状況

健康診断実施時におけるメンタル不調者の把握は、59%の事業場で実施していた。

7 長時間労働者に対する面接指導

長時間労働者に対する面接指導は、71%の事業場で実施していた。規模300人以上の事業場では、92%が実施していた。

(添付資料)

資料1 メンタルヘルス対策自主点検結果(全体)集計表

資料2 メンタルヘルス対策自主点検結果(規模別)集計表

資料3 今後の職場における安全衛生対策について(労働政策審議会建議)等

(※1) 心の健康づくり計画

職場におけるメンタルヘルスクエアを、中長期視点に立って取組を推進するための計画。

(心の健康づくり計画で定める事項)

- ① 事業者がメンタルヘルスクエアを積極的に推進する旨の表明に関する事。
- ② 事業場における心の健康づくりの体制の整備に関する事。
- ③ 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスクエアの実施に関する事。
- ④ メンタルヘルスクエアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関する事。
- ⑤ 労働者の健康情報の保護に関する事。
- ⑥ 心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関する事。
- ⑦ その労働者の心の健康づくりに必要な措置に関する事。

(※2) 職場復帰支援プログラム

職場復帰支援についてあらかじめ定めた事業場全体のルール

(職場復帰支援の流れ)

- ① 第1ステップ  
病欠休業開始及び休業中のケア  
↓
- ② 第2ステップ  
主治医による職場復帰可能の判断  
↓
- ③ 第3ステップ  
職場復帰の可否の判断及び職場復帰支援プランの作成  
↓
- ④ 第4ステップ  
最終的な職場復帰の決定  
↓

職場復帰

- ⑤ 第5ステップ  
職場復帰後のフォローアップ

(裏面)

## メンタルヘルス対策自主点検票

点 検 項 目		取組済
【調査審議等】		
1	貴事業場では、メンタルヘルス上の理由による休業者の有無等（心の健康問題）について、実態の把握をしていますか。	
2	衛生委員会又は安全衛生委員会において、「労働者の心の健康の保持増進のための対策」について、調査審議をしていますか。 (労働安全衛生法 18 条、19 条関係)	
【体制整備等】		
3	貴事業場では、「心の健康づくり計画」を策定をしていますか。	
4	貴事業場では、「職場復帰支援プログラム」を作成していますか。	
5	貴事業場では、「メンタルヘルス推進担当者（衛生管理者、衛生推進者等から選任された事業場のメンタルヘルスの推進の実務を担当する者）」を選任していますか。	
6	貴事業場には、メンタルヘルスに係る専門スタッフ（産業医、衛生管理者、衛生推進者等）がいますか。	
7	事業場では、心の健康問題に対する相談体制（相談担当部署、相談手続き等）が整備されていますか。	
8	貴事業場においては、管理監督者等に対してメンタルヘルスに係る教育・研修を実施していますか。	
9	健康診断実施時に、メンタルヘルス不調者の把握をしていますか。	
10	長時間労働者に対する面接指導（※）を実施していますか。 〔（※）時間外・休日労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者からの申し出による面接指導等（労働安全衛生法第66条の8関係）〕	

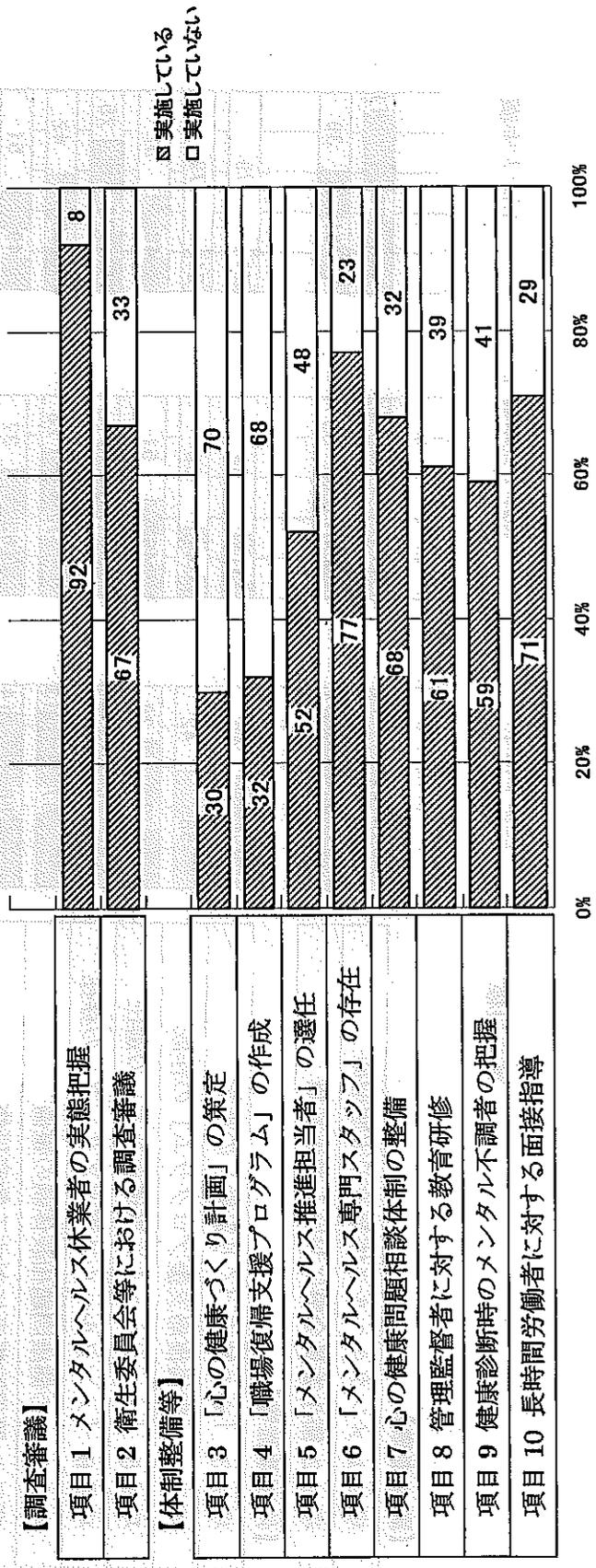
### ※「メンタルヘルス対策自主点検」実施要領

貴事業場のメンタルヘルス対策取組状況について、上表「メンタルヘルス自主点検票」により確認し、取組済（取組中を含む。）の項目については、「メンタルヘルス対策自主点検結果票」（表面）の該当項目欄に「○」印を付して下さい。

兵庫局労働衛生課あてのFAX送付は、別紙1（表面）のみですので、よろしくお願いたします。

メンタルヘルス対策自主点検結果

兵庫労働局

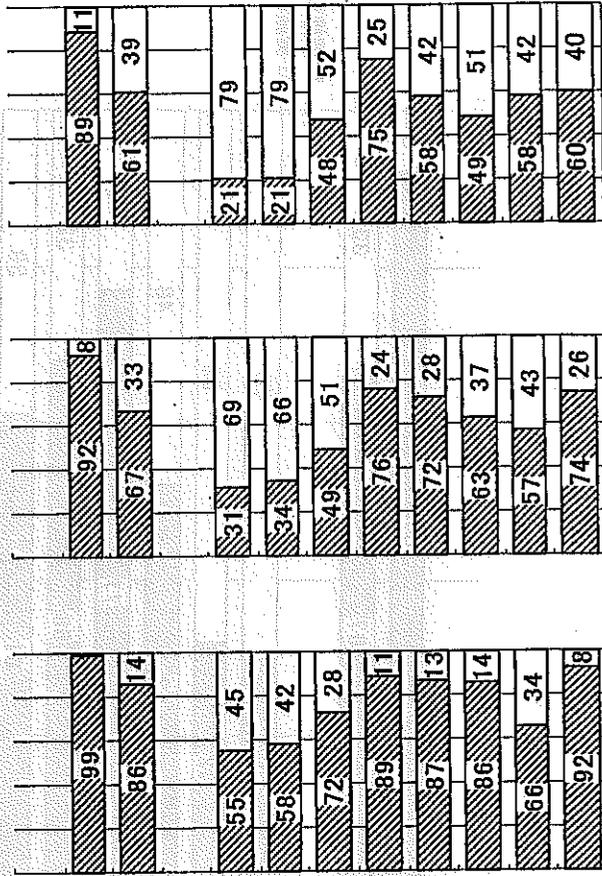


メンタルヘルス対策自主点検結果 (規模別)

兵庫労働局

事業規模

300人以上      100人～299人      100人未満



■ 実施している  
□ 実施していない  
単位：%

【調査審議】

項目1	メンタルヘルス休業者の実態把握
項目2	衛生委員会等における調査審議
【体制整備等】	
項目3	「心の健康づくり計画」の策定
項目4	「職場復帰支援プログラム」の作成
項目5	「メンタルヘルス推進担当者」の選任
項目6	「メンタルヘルス専門スタッフ」の存在
項目7	心の健康問題相談体制の整備
項目8	管理監督者に対する教育研修
項目9	健康診断時のメンタル不調者の把握
項目10	長時間労働者に対する面接指導

今後の職場における安全衛生対策について(12月22日労働政策審議会から建議)

新成長戦略(H22.6.18閣議決定)  
2020年度までの目標

現状

対応策

● 年間3万人超の自殺者のうち、約9千人が「被雇用者・勤め人」であり、そのうち「勤務問題」を自殺の原因の一つとする者は約2,500人

● メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所は34%

メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%

● 1年間に約3,600人が職場における受動喫煙が原因で死亡(国立がん研究センターにおいて、研究結果に基づき推計)

● たばこの規制枠組条約発効(H17.2)

→ しかし、事業場の取組は十分ではない(労働者健康状況調査(H19))

- 全面禁煙又は空間分煙のいずれかの措置を講じている事業所: 46%
- 職場で受動喫煙を受けている労働者: 65%
- 喫煙対策の改善を職場に望む労働者: 92%

受動喫煙の無い職場の実現

○ 原則、全面禁煙又は空間分煙を義務化

※ 飲食店等においては、当分の間、一定の濃度又は換気についての基準を守ることを義務化

● 毎年1000人以上が労働災害で死亡(休業4日以上の死傷者も10万人超)

● 機械や化学物質による労働災害を一層減少させるため、事業者によるリスクアセスメントが広く定着することが必要であるとされているが、中小企業では未だ浸透していない

労働災害発生件数を3割減

○ メーカーからユーザーへの機械の危険情報の提供を促進

○ 危険有害なすべての化学物質について表示、情報提供の取組を促進

○ ストレスチェック、必要に応じた医師の面接等を義務化

○ メンタルヘルスにも対応できる人材を有する機関にも産業医業務を認める

## 労働安全衛生法の一部を改正する法律案(仮称)(検討中)の概要

労働安全衛生対策の一層の充実するため、メンタルヘルス対策の充実を図るとともに、受動喫煙による健康障害防止のために必要な措置を講ずる等、所要の改正を行う。

### メンタルヘルス対策の充実強化

- 労働者のストレスによる不調の度合いのチェックを行い、労働者に直接通知することを事業者に義務付ける。
- 医師が必要性を認められた場合であって労働者が申し出た場合には医師による面接指導を実施することを事業者に義務付ける。
- 労働者が面接指導の申出を行ったことや面接指導の結果を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととする。
- メンタルヘルスに関する知識経験を有する医師及び保健師並びに産業医の有資格者を有する登録産業保健機関に、嘱託産業医に代えて労働者の健康管理等を行わせることができることとする。

### 受動喫煙防止対策の充実強化

- 受動喫煙による健康障害を防止するための措置として、全面禁煙、空間分煙その他の必要な措置を事業者に義務付ける。
- ただし、当分の間、飲食店等の当該措置が困難な職場については、受動喫煙による健康障害をできる限り防止するため一定の濃度又は換気の基準を守らなければならないこととする。

### 防護等の制限等及び型式検定の対象となる機械の追加

- 特に粉じん濃度が高くなる作業等に従事する労働者に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を防護等の制限及び型式検定の対象に追加する。

施行期日：平成24年4月1日